

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2020年12月9日 Wednesday)

第228号 (2019年度-第7号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

期末手当を人勧どおりに引下げる必要なし 減額の場合は代償措置必須 ～年度末の財政状況をみて相当額の遡及支給検討を(組合対案)～

くみあいニュース前号(第227号)でお知らせしましたとおり、組合は11月25日(水)に「期末手当0.05月分減額に対する対案(申し入れ)」を提出しました。(2頁に掲載)

申入書では、第1に「年度末の財政状況をみた上で、期末手当引下げ相当額もしくはその半額程度を『特別手当』として支給すること」として、12月のボーナスを減額支給したとしても、財政事情が許せば別途遡及して相当額を支給することを求めました。

組合はその他、「すでに無料で実施している医学部・附属病院を除く部局でのインフルエンザ予防接種無料化」「退職時まで一回『バケーション』の付与」「今年の12月28日は有給休暇に」等の代償措置を講じること、また、在宅勤務関係の改善等も併せて要望・提案しました。



「減額なし」「0.025減だが代償措置」を講じる大学、次々に ～12/28を休暇として9連休、減額分を原資にコロナ対応等～

中四国・九州地区では、鳥取大学・徳島大学・大分大学・鹿児島大学・琉球大学等が減額見送りで動いている他、福岡教育大学など半額に留める大学も相当数あります。

大分大学では減額を0.025月分とした上で、非常勤職員を含む全教職員を対象に12月28日を特別休暇とする、島根大学では0.05月分減額するが、その財源を新型コロナ対応の負担増軽減のための施策に使うことを検討する等、単にボーナスを減額するのではなく、様々な対応が行われています。

山口大学の授業時間延長・祝日授業等は当面といやめ ～学年暦見直し反対の署名に多数の賛同(280名以上が署名)～



山口大学は、休業期間を延長することにより過密な学年暦を調整し留学機会等をより確保する等として、平日の授業時間延長・祝日等の授業実施等をコアとする「改革案」の検討を行っていました。これに対する学生の不満・批判の声を集約する形で、学生によるインターネット署名の取り組みが行われました。結果、集約された280名を超える賛同署名を8月7日に学長及び副学長(教育学生担当)宛てに届ける(3頁に掲載)など、学生自身の要求にもとづく取り組みとしては、近年にない動きとなっていました。

山口大学はその後も実施を前提として検討を続けていましたが、10月20日に開催された第12回教学委員会で、コロナウイルス感染症拡大の状況も踏まえて、授業時間延長計画についてはいったん取りやめとし、「検討は当分の間、見合わせることにする」と決定したとのこと。署名に取り組んできた学生の一人である人文学部のMさんは、「大学の見合わせ決定理由には新型コロナはあったかもしれないが、私たちの署名運動もそうした大学の方針決定に少なからず影響したのではないか。」「まったく違う問題だが、コロナのために、サークル活動が制約されたことへの反対の声があがっている。大学は学生の声をもっときくべきではないか」等と話しています。

2020年11月25日

国立大学法人山口大学
学長 岡正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



期末手当 0.05 月分減額に対する対案 (申し入れ)

このことにつきましては、11月10日(火)午後開催した団体交渉において、諸般の状況下、期末手当を引下げせざるを得ないとのことでしたが、この措置は不利益変更であることを認めた上で、コロナ禍での教職員の負担増に応える措置あるいは休暇制度等の代償措置について、今後私どもと協議・検討すると回答いただいたところです。また、11月19日(木)に開催されました、人事課長等による私どもへの本件についての就業規則改正案説明会の際にも、代償措置等について検討することが再確認されております。

私どもは、人事院勧告どおりの期末手当引下げについては見送りいただくことを求めておりますが、今回は以上のこと、さらには他大学での「引下げ見送り」「引下げ額の低減」「代償措置実施」等も勘案して、下記の措置等を検討・実施いただくことを求めます。

なお、医学部及び附属病院については、全学的な措置とは別に、少なくとも引下げ率の低減を図るべきと考えている次第です。

記

1. 年度末の財政状況をみた上で、期末手当引下げ相当額もしくはその半額程度を「特別手当」として支給すること。
2. インフルエンザ予防接種料金について、現在無料となっている医学部・附属病院を除く各部局等の教職員を対象に、全額を補助すること。また、新型コロナウイルス感染症についてのPCR検査受診料についても全額もしくは一定額を補助すること。
3. 在宅勤務規定を整備し、在宅勤務の環境整備のための補助を行うこと。また、学内の通信環境・遠隔授業実施へのサポート体制を整備すること。
4. 在宅勤務時の長時間労働・深夜休日労働防止のためのガイドラインを策定すること。
5. 勤続15年以上の者に退職時まで一回、いわゆる「バケーション」として、一か月程度の長期連続特別有給休暇を付与すること。
6. 12月28日を今年度に限り特別有給休暇とすること。

国立大学法人山口大学 学 長 岡 正 朗 殿
副学長 (教育学生担当) 松野 浩 嗣 殿

山口大学学年暦変更反対の署名のお届け

令和2年8月7日
山口大学の学年暦見直しに反対し、学生生活を守る会
会員一同

この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、遠隔授業の実施を始めとした様々なご対応を、岡正朗学長を始め山口大学執行部の皆様のご尽力されていることに対し、心からの敬意を表します。

私たち「山口大学の学年暦見直しに反対し、学生生活を守る会」では、山口大学執行部を中心として来年度(令和3年度)以降に実施が計画されている「105分授業、8時半始業、5講時18時半終了または土日祝日授業」という山口大学学年暦変更案に反対する署名活動を、令和2年4月5日から同年5月7日の1か月間にインターネットを通じて行ってきました。その結果、山口大学学生及び教職員、そして山口大学卒業生その他この活動にご賛同頂いた方から282名のご署名を頂きましたので、お届け致します。(別紙1)

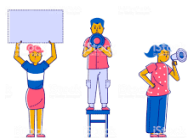
なお、今回の学年暦変更案について、『帰宅のバスや電車が少なくなる、あるいは無くなる』『資格系講座に行けない』等の多くの問題点が明らかになっていることから(別紙2)、学年暦を変更する必要性がないにもかかわらず、山口大学執行部は教員・学生アンケートにおいて、教員や学生からの反対意見を軽視するのみならず、「夏季休暇の確保」と言っておられた当初の学年暦変更の理由を、2月末以降は「学年暦がタイトであるから」と理由を変え、同時に前提も変えておられます。このような山口大学執行部の対応は、「学生第一」を掲げている山口大学の理念と相容れない姿勢であり、到底受け入れることができません。

つきまして、山口大学執行部の皆様には、今回の学年暦の変更について、全学生への丁寧な説明や学年暦変更で生じる問題点を再検証して頂き、学生の不安や要望に真摯に耳を傾けて応えて頂きますよう強くお願い申し上げます。

(別紙1)：署名者名簿

(別紙2)：署名ご協力のお願に関する呼びかけ

新型コロナ対策を理由とした部活動等への過度な規制に反対の声



学年暦問題署名に続く学生の動きとして、山口大学文化会が大学による過度な規制のために十分な活動ができない状況になっているとして、この緩和を求める署名の取り組みを行い、12月4日(金)、一か月の間に集まった300名を超える署名を大学に届けたとのことです。これに先立って、文化会吹奏楽部は10月2日(金)に学生支援課に感染防止策についての提案を含めて「定期演奏会の演奏形態についてのご相談」とする文書を提出しています。ところがこの「ご相談」に対して山口大学は具体的な説明等を行っていない模様です。

署名では、音楽系では他大学で普通にできているようなパート練習や感染拡大防止に努めての合奏が全くできておらず、その他の部でも活動すらできない状況が依然として続いており、“学生の自治”が大学によって奪われているとして、不当な規制に声をあげ自由と権利を取り戻し守ろうと呼びかけています。

この他にも山口大学ではその後、部活・サークルの対面練習や大会・コンクール等への規制の緩和を求めるネット署名も始まり、現在150名以上の賛同が得られているとのことです。

学生への食糧支援の輪広がる(青年団体・医療関係団体等)

コロナのもとで、飲食業界・旅行業界等も大きな影響を受けていますが、学生の大きな収入源となっている「バイト」の減・親の収入減等のために厳しい学生生活を強いられている学生が無視できない数になっています。あしなが育英会は「4人に1人が大学退学を考えた」との調査結果を発表しています。

そうした中で、少しでも学生たちの支援になればとの思いから、県内でも様々な動きが起こっています。

その一つに日本民主青年同盟による、山口大学生・山口県立大学生等に対する食糧支援があります。これまでに数回行われ、その都度数十人の学生が訪れたとのことです。この他、医療生協健文会は7月に医学部で、10月には工学部で食糧支援の取り組みを行いました。工学部ではキャンパス内の体育館を会場に開催され、約80名以上の学生が参加し袋いっぱいの食糧を受け取り、皆さん大変喜んでいたとのことです。



さらに異常事態に！下関市立大学で起こっていること ～教授会の審査抜きで採用された人物にあらゆる権限付与～

「くみあいニュース(第209号)」で報じた通り、経済学部の単科大学である下関市立大学では、前田下関市長の強い要請に従い、通常では教育学部におかれる特別支援教育の専攻科を設置するとして、定款で定められた人事手続きを無視して教員を採用する事態が起きました。その後、ことはさらに異常さを増しています。

「Business Journal(ビジネスマン向けのニュースサイト)」での報道等をもとに、経緯を以下に簡単に紹介します。

市大教員の9割強が反対し、文科省でさえ教授会での審議をうながす「助言」をするなか、下関市議会で強行裡に、教員抜きの人事手続きを定めた定款に改定してしまったのが、昨年9月のことでした。そうして前田市長肝いりの人物が1月には経営理事に就任し、教員として4月着任と副学長となります。そして評価人事委員会委員長・教員懲戒委員会委員長も兼任させるなど、着任したばかりのこの人物に、教員の人事に関する権限や懲戒に関する決定権まで与え、教育・研究・経営すべてにわたる権限が集中するという、言葉を失うような事態になっています。トップダウンの意志決定を進めるものとして、文科省の「国公立大学改革」に組合は反対をしました。ところがいま下関市立大学で進んでいる事態は、当の文科省さえ想定しなかったものではないでしょうか。しかし、やりようによればこうした事態がまかり通りかねないのです。決して他人事ではありません。同じ県内にある大学の教職員組合として、この暴挙を留まらせることが、なんとしても必要です。



「任期付教員再任時の年俸制適用に関するアンケート」を行っています！

☎回答一次締切:2020年12月17日(木) >詳しくは山口大学教職員組合HPにて